

報道関係者 各位

【照会先】
長野労働局労働基準部健康安全課
課長 小林 弦太
労働衛生専門官 矢島 一男
TEL : 026-223-0554

長野県小売業SAFE協議会を設置します ～増加の止まらない小売業の労働災害防止のため新たな取組～

長野労働局（局長 おの でら きいち 小野寺 喜一）では、増加に歯止めのかからない小売業の労働災害を防止するため、対策に積極的に取り組んでいる小売事業者などを構成員とする「長野県小売業SAFE協議会」を新たに設置し、この度、以下のとおり第1回を開催します。

名称 : 長野県小売業^{セーフ}SAFE協議会
日時 : 令和4年11月1日（火）14時～
場所 : JA長野県農協ビル 12C会議室（12階）
長野市大字南長野北石堂町 1177-3

資料や御席の準備がありますので、取材の申込みは、前日10月31日（月）までに上記【照会先】までお願いいたします。

頭撮り可。報道関係者は、冒頭の行政説明終了時まで傍聴が可能です。
なお、御席の関係から、一般傍聴は受け付けておりません。

【添付資料】

長野県小売業SAFE協議会設置要綱
長野県小売業SAFE協議会構成員名簿

【参考】

- ・休業4日以上労働災害による死傷者数は、以前は大きく減少していたが、近年、反転し、第三次産業を中心に増加傾向にある（図1、2）。事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害の増加が課題となっている（図3）。労働者の高齢化にも伴って、小売業の災害発生率は増加し、その内容をみると、転倒災害は約半数が骨折などを伴う休業1か月以上のものが占め、障害を伴う災害も少なくない（図4～7）。
- ・このため、その対策は喫緊の課題であり、今般、構成員や県内の他の事業者の安全衛生対策の水準の向上を図るため、構成員間で課題や取組の好事例等の共有を図ること等を目的とし、本協議会を設置しました。

本リリース資料の労働災害件数は、いずれも、新型コロナウイルスの罹患によるものを除く。

長野県小売業 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であるなど、重篤な災害も発生している。

こうしたことから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。また、その際、作業効率の向上や職場の活性化など生産性向上につながる労働災害防止対策事例を掘り起こすことにより、県内の労働災害防止対策の推進を加速させることも重要である。

SAFE（セーフ）協議会は、これらの視点に立ち、構成員間での情報交換等を通じて各構成員に係る安全衛生水準の向上を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成等を推進することを目的とする。

2 実施事項

次の事項をはじめ、上記1の趣旨・目的に適合する事項について構成員の議論を経て実施する。

- (1) 構成員における課題と取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (3) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 本省で実施予定のコンソーシアムへの参加・アワードへの応募
- (6) 構成員の取組目標等を定めた協定の締結

3 構成員

小売事業者など本協議会の目的等に適合する者であって、長野労働局長の依頼に応じて参画を承諾した者。

4 その他

- (1) 事務局は長野労働局労働基準部健康安全課とし、庶務は同課において行う。
- (2) 構成員は、事務局に申し出るによりいつでも本協議会から脱退することができる。長野労働局が脱退を通知したときは、当該構成員は脱退したものとする。
- (3) 開催頻度は、半期に1度程度とする。
- (4) その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

長野県小売業 SAFE 協議会 構成員名簿

区分	名称
小売事業者	株式会社ツルヤ
	株式会社デリシア
	株式会社綿半ホームエイド
	株式会社長野県 A・コープ
事業主団体	一般社団法人長野県経営者協会
その他	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会長野支部
労働局	長野労働局（労働基準部）

(各区分内 50音順)

図1 休業4日以上労働災害（長野県、全産業計、1973（昭和48）年～）

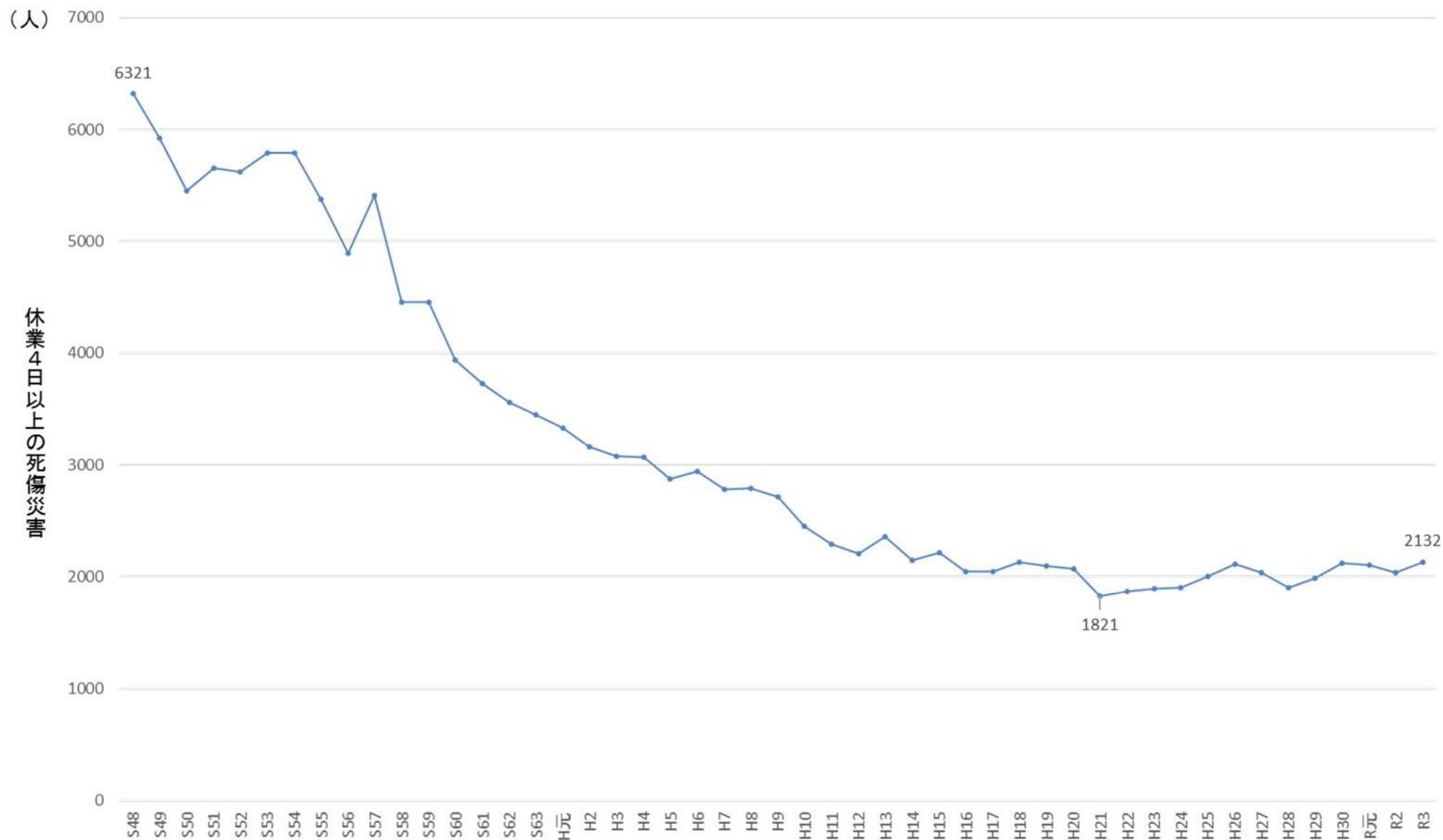
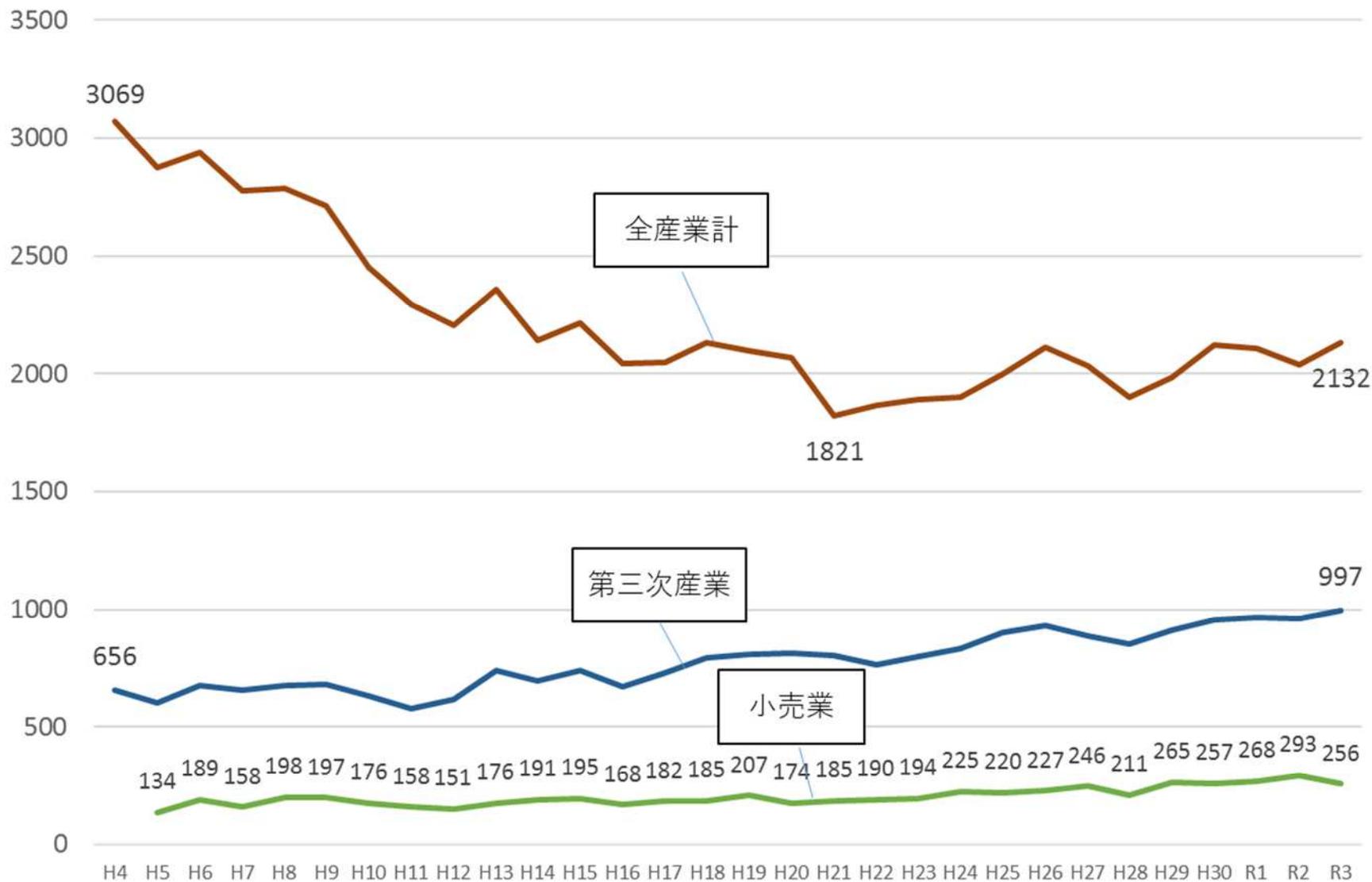


図2 休業4日以上の労働災害（長野県、全産業計・第三次産業・小売業、1992（平成4）年～）



注：「第三次産業」は、運輸運輸業及び貨物取扱業を含まない。

図3 休業4日以上労働災害（事故の型別、長野県、1992（平成4）年～）

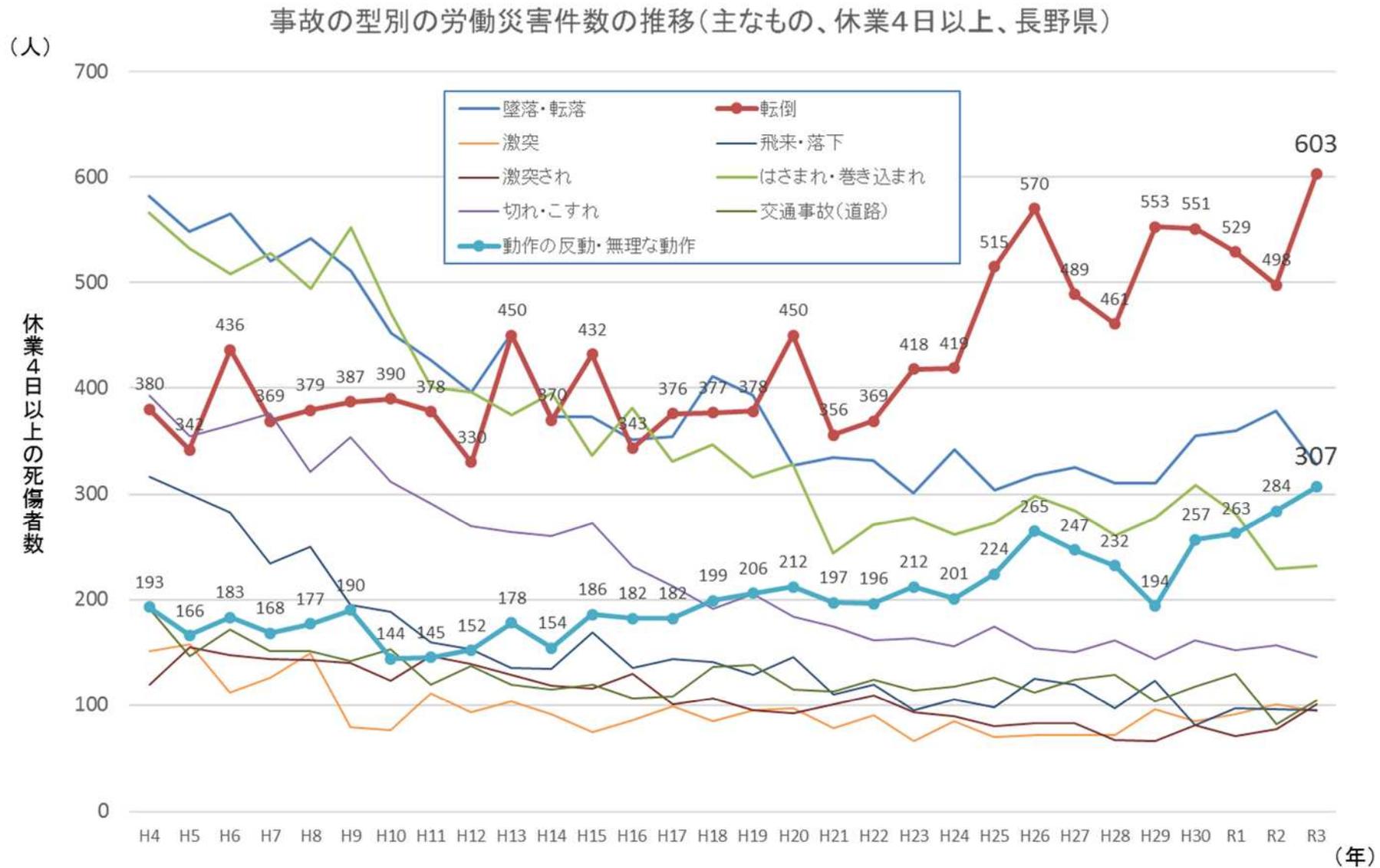


図4 小売業における労働災害件数と発生率
(全国、休業4日以上/年千人率)

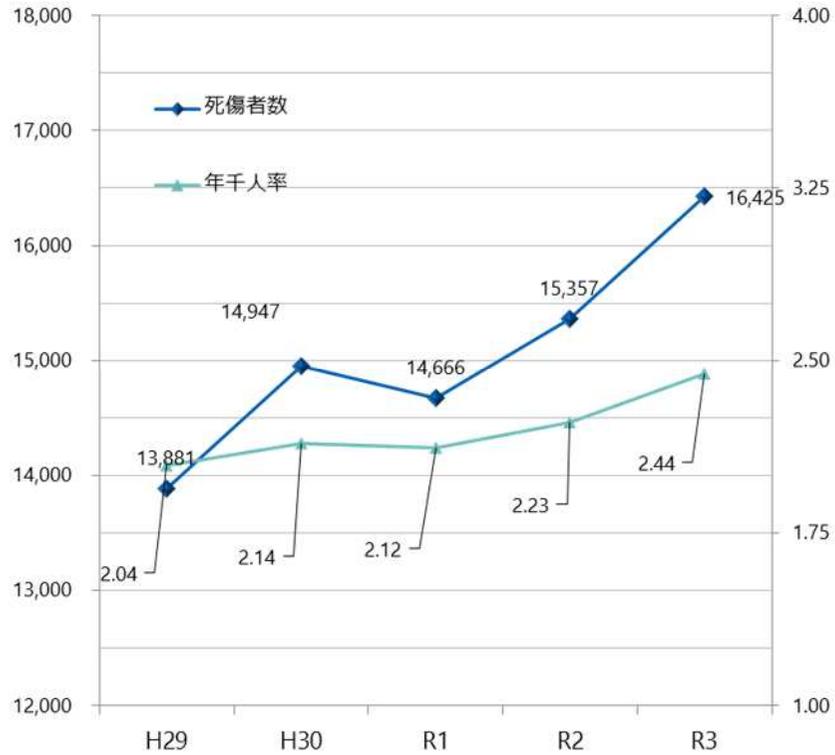


図5 年代別・性別 労働災害発生率
(全国、休業4日以上、転倒)

転倒災害の年齢別発生率 (死傷年千人率)

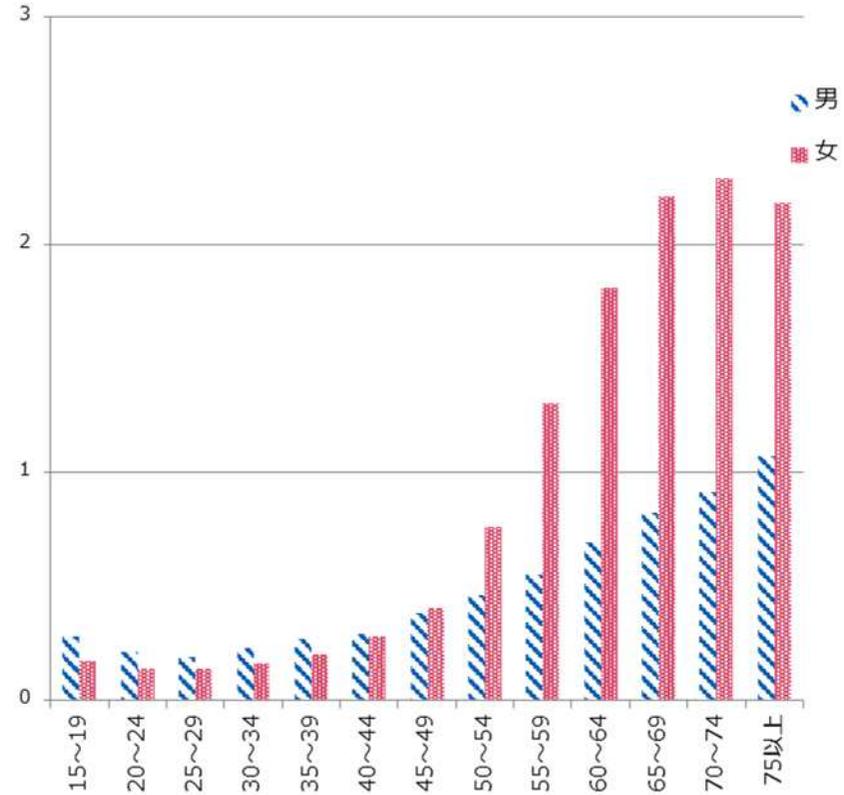


図6 第三次産業の労働災害が全産業に占める割合

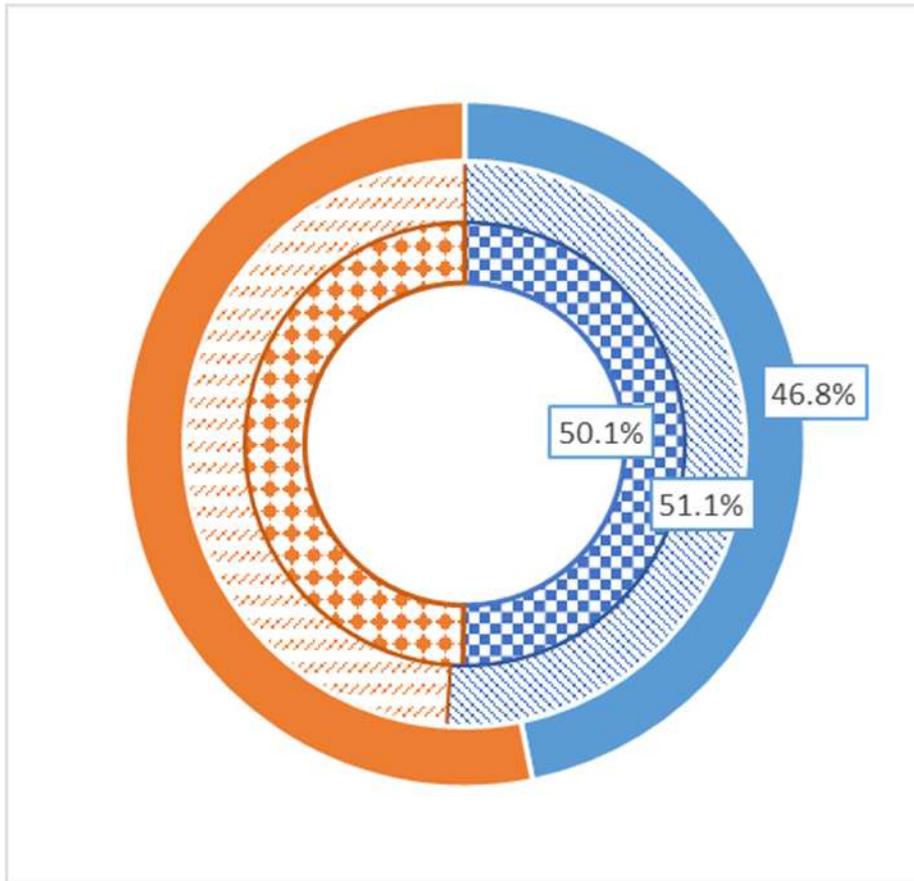


図7 卸売業・小売業・飲食店・宿泊業（旅館業）の労働災害が全産業に占める割合

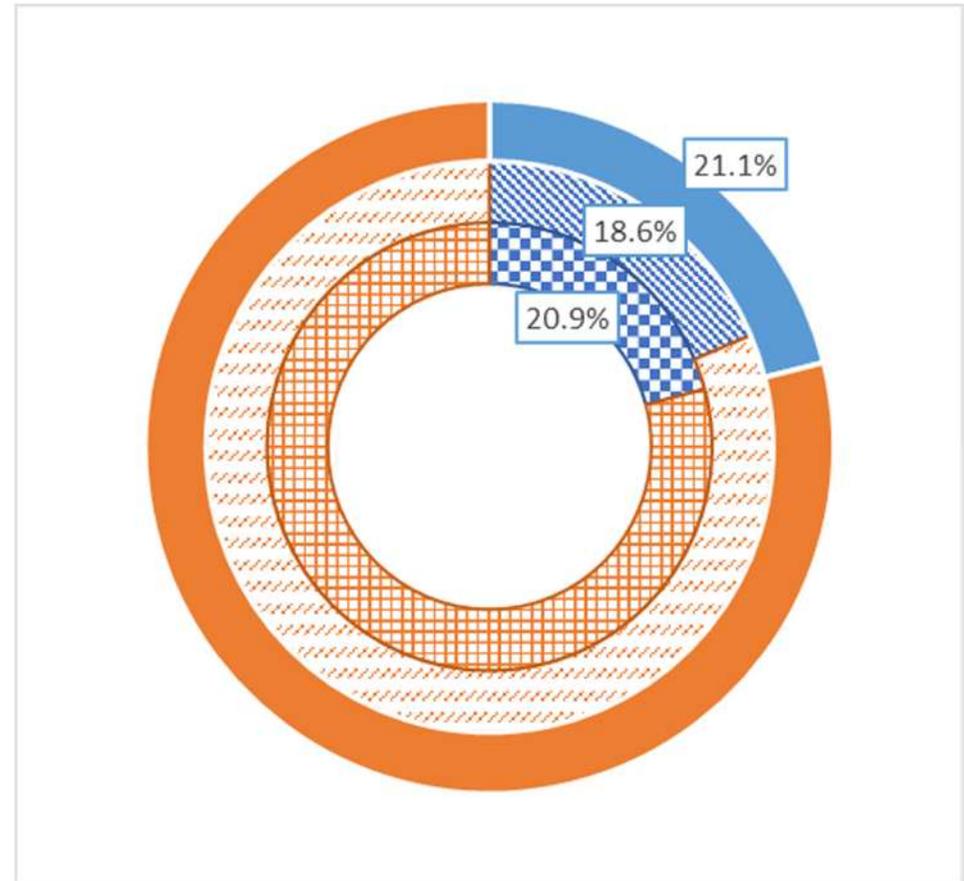


図6及び図7の備考：

外円は、労働災害による休業4日以上及び死亡（長野県、令和2年）

中円は、労働災害による休業4日以上及び死亡（全国、令和2年）

内円は、障害を伴う労働災害。障害補償一時金受給者数及び障害補償年金新規受給者数の合計（令和2年度、全国）。労働者災害補償保険事業年報から。